

令和7年9月30日  
P T A 執行部

令和7年度  
国立第六小学校 P T A  
第1回臨時総会資料



**【次 第】**

**1 会計年度の変更に伴う規約の改正（規約第5章第7条）**

- (1) 改正点
- (2) 改正理由
- (3) 規約変更に伴う今後の運用方針

**2 “学年代表委員会”名称変更に伴う規約の改正（規約第8章第26条）**

- (1) 改正点
- (2) 改正理由

**3 議 案**

- (1) 第1号議案：規約第5章第7条の改正（会計年度の変更）
- (2) 第2号議案：規約第8章第26条の改正（学年代表委員会名称変更）

# 1. 会計年度の変更に伴う規約の改正について (規約第5章第7条)

## (1) 改正点

改正前（現行）	改正後（案）
会計年度は、定期総会から 翌年度定期総会前日までとします。	会計年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとします。

## (2) 改正理由

- ・実際の活動期間に即した会計管理とするため
- ・会計処理の締切日を明確にするため
- ・卒業生に向けて暫定会計報告が可能となるため
- ・総会資料の作成を円滑にし、  
適正な時期に委員の交代を実施するため（交代時期の前倒し）
- ・学校年度と統一性を持たせるため

## (3) 規約変更に伴う今後の会計運用方針

- ① 会計報告の承認フローについて  
従来通り、監査済会計報告に会長の承認を得て、会計報告を行いますが、実際の承認フローに合わせ「作成→監査→承認」の順に並ぶよう承認欄を改変します。
- ② 卒業生への会計報告について  
卒業時期に合わせ、3月末日までに暫定版でお知らせします。
- ③ 具体的運用  
会計処理の締切日や監査時期等の具体的な運用については、状況等に応じて適切に判断し、柔軟に対応していきます。

## 2. “学年代表委員会”名称変更に伴う規約の改正について (規約第8章第26条)

### (1) 改正点

改正前（現行）	改正後（案）
全体委員会には、次の委員会をおきます。 （中略） 学年代表委員会	全体委員会には、次の委員会をおきます。 （中略） 学年委員会

### (2) 改正理由

・学年代表委員の主な活動は、学年レクの連絡役や、通学路サポーターの案内等だが、“代表”の表記は、学年のまとめ役となる印象を与え、委員選出の際、躊躇してしまう傾向があるため。

## 3. 議案

### (1) 第1号議案

1でご報告しました「会計年度の変更に伴う規約の改正」に付随し、規約第5章第7条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。

### (2) 第2号議案

2でご報告しました「“学年代表委員会”名称変更に伴う規約の改正」として、規約第8章第26条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。